

複写

弁護士
弁護士
弁護士
弁護士
弁護士

複写

[Redacted]

弁護士

[Redacted]

回答書

前略

当職は、[Redacted] (以下「依頼人」といいます。) の代理人として貴職の平成 29 年 8 月 4 日付け「ご通知」(以下、「貴職通知」といいます。) に対し、以下のとおり回答いたします。

1 結論

後述するとおり、各プログラムには著作物性が認められず、仮に著作物に当たるプログラムであったとしても依頼人の行為は著作権法上許容されております。この他、プログラムが著作物に当たるとしてもそもそも森次氏と依頼人とのこれまでの関係から職務著作に当たると評価でき、また、仮に依頼人に著作権法違反があっても消滅時効が成立しております。

したがって、貴職が求める総額 2 1 6 5 万円の損害賠償請求には理由がなく、依頼人は貴職の請求を拒絶いたします。

ただ、依頼人は、いたずらに紛争を望むものではなく、早期解決を図る目的で、①依頼人は森次氏に対し解決金 1 5.0 万円を支払う、②当該解決金の支払いと引き換えに依頼人は現在所有するプログラムについて自由に複製または変更できる、という条件で解決を図る用意がございますので、ご検討下さいますよう、お願い申し上げます。

2 著作物に当たらないこと

複写

(1) 貴職通知は、あたかもプログラムが制作されれば当然に著作物に当たり著作権が発生するかのよう
に記載されています。

しかし、著作権法上、「著作物」及び「プログラム」は定義された用語（著作権法第2条第1項第1号、
同項10号の2）であり、また、プログラム言語、規約、解法については、著作権の保護が及びません（著
作権法第10条第3項）。

そのため、プログラムにおいては、誰が作成してもほぼ同一になるプログラム、簡単な内容をごく短い
表記法によって記述したプログラム、ありふれたプログラム、表現の選択の幅が狭いプログラム等には、
創作性が認められず著作物に当たりません。判例においても、例えば、鉄道会社が用いる「鉄道電気設計
及び設備管理用の図面作成のためのコンピュータ支援設計製図プログラム」について著作物性を否定して
います（東京地裁平成15年1月31日判決）。

(2) 本件の各プログラムについても、次のとおり、著作物性は認められないと判断します。

なお、サイレントロボは、依頼人の社員が制作したものであり、森次氏が制作したのではなく、した
がって、森次氏の著作物ではありません。

ア マンロック環境監視プログラム

マンロック環境監視プログラムは、株式会社キーエンス製のペーパーレス記録計 TR-V500（以下
「ロガー」といいます。）を利用したものであり、ロガーにおけるデータ記録及び計算処理、処理結果
の表示に関するプログラムは、当初からロガーに組み込まれており、森次氏は制作していません。

マンロック環境監視プログラムは、ロガーが計算処理したデータの表示方法として、WEBブラウザ
を通さずに直接パソコンに表示させ、また、ロガーが計算処理した数値が予め設定した数値を超過した
場合は警報が出力させるという依頼人の仕様に基づき、森次氏が制作したプログラムであり、したがっ
て、そのプログラムの内容には著作権法上の創作性は認められません。

イ 高圧室業務記録プログラム

高圧室業務記録プログラムは、ロガーが計算処理したデータを、期間を指定して呼び出してパソコン
へコピーし、そのパソコンから指定のフォーマットの日報によりプリントアウトするという依頼人の仕
様に基づき、森次氏が制作したプログラムであり、したがって、そのプログラムの内容には著作権法上
の創作性は認められません。

ウ 動体測定プログラム

動体測定プログラムは、振動数を記録するプログラムです。

また、振動数の測定については、振動規制法及び振動規制法施行規則並びに JIS 規格により測定方法
が決まっており、そのため、動体測定プログラムは、当該測定方法に従った計算処理が行われておりま
す。

したがって、そのプログラムの内容には著作権法上の創作性は認められません。

エ 騒音振動計測プログラム

騒音振動計測プログラムは、発破における騒音振動数を記録するプログラムです。

また、騒音振動については、騒音規制法及び騒音規制法施行規則、振動規制法及び振動規制法施行規則、並びに JIS 規格により測定方法が決まっており、そのため、騒音振動計測プログラムは、当該測定方法に従った計算処理が行われております。

したがって、そのプログラムの内容には著作権法上の創作性は認められません。

オ 風観測プログラム

風観測プログラムは、風向風速を記録するプログラムです。

また、風速については、JIS 規格により性能や表示内容が決まっており、そのため、風観測プログラムは、当該測定方法に従った計算処理が行われております。

したがって、そのプログラムの内容には著作権法上の創作性は認められません。

カ アナログ信号入力プログラム (VB6 版、NET 版)

アナログ信号入力プログラムは、アナログ信号をデジタルデータへ変換するプログラムです。

このようにアナログ信号をデジタルデータへ変換するプログラム技術は、ありふれたプログラム技術であり、したがって、そのプログラムの内容には著作権法上の創作性は認められません。

キ 用瀬トンネル工事振動計測プログラム

用瀬トンネル工事振動計測プログラムは、3 方向の振動速度を動的に記録し、記録された速度数が予め指定した数値 (トリガー値) を超過した場合は 30 秒間の波形を保存し、記録データを他のパソコンへ転送し、また、記録された速度数が予め指定した数値 (管理値) を超えた場合はその計測値をメールにて通知させるという依頼人の仕様に基づき、森次氏が制作したものであり、したがって、そのプログラムの内容には著作権法上の創作性は認められません。

(3) よって、各プログラムは、著作物に当たらないため、そもそも著作権は成立しておらず、貴職の請求には理由がありません。

3 著作権に当たるとしても著作権侵害していないこと

仮に各プログラムのうち著作物性が認められるものがあつたとしても、依頼人の行為は、著作権法上、許容されたものです。

なお、例えば、依頼人が、A 工事現場で使用したプログラムを、その後、B 工事現場で使用する場合、貴職は著作権侵害に当たるかのように主張されていますが、この場合は、そもそも著作権法上の支分権の利用に該当せず、著作権侵害になりません。

(1) マンロック環境監視プログラム、高圧室業務記録プログラム、トンネル工事振動計測プログラム

マンロック環境監視プログラムは、ロガーが処理したデータを表示させるものであり、また、高圧室業務記録プログラムは、ロガーが記録したデータを出力させるものであるところ、工事状況や顧客の要望によりロガーの個数が多数に上る場合は複数のパソコンで同時使用する必要性が出てくるため、当初の仕様として、両プログラムを複数のパソコンで同時使用できる汎用的なプログラムとして制作されています。

また、トンネル工事振動計測プログラムも、トンネル工事で用いるプログラムであるところ、工事現場の状況から複数の箇所の振動を同時に計測しなければならない必要性が出てくるため、当初の仕様として、当プログラムを複数のパソコンで同時使用できる汎用的なプログラムとして制作されています。

そして、プログラム著作物の複製物の所有者は、自らコンピュータで利用するために必要と認められる限度において、当該プログラム著作物の複製又は翻案（変更）をすることができます（著作権法第47条の3第1項）。この「必要と認められる限度」として、バージョンアップや機能向上のための複製や変更、ハードディスクへのインストール、自己利用目的に合わせた汎用的プログラムの変更、移植のための複製や変更等が認められています。

これまで、依頼人は、工事状況により、マンロック環境監視プログラムをのべ3台のパソコンへインストール、高圧室業務記録プログラムをのべ2台のパソコンへインストール、トンネル工事振動計測プログラムを用いた管理システムを2セット利用していますが、これは上記制作目的、仕様内容、依頼人の利用状況から、著作権法上許容されております。

(2) 動体測定プログラム、騒音震動測定プログラム、風速測プログラム、アナログ信号入力プログラム（VB 6版、NET版）

これらのプログラムについて、依頼人は工事現場の状況や顧客の要望から、機能追加に伴うプログラムの変更を行っていたところ、上述のとおり、これらは著作権法第47条の3第1項にて許容されています。

また、貴職は、同一性保持権侵害を主張されますが、プログラムをコンピュータにおいて効果的に利用し得るために必要な改変は、著作権法第20条第2項第3号により、同一性保持権侵害に当たりません。

(3) 騒音振動計測プログラムの氏名表示権侵害の主張について

依頼人は、森次氏が制作した振動数を記録するプログラムに、時間率評価機能を果たす計算処理やdB値の時系列変化図の計算処理を施し、もって森次氏が制作したプログラムとは異なる新たなプログラムを創作したことから、その新たなプログラムのクレジット表示を依頼人としてしました。

したがって、依頼人のクレジット表示は、氏名表示権侵害に当たりません。

4 職務著作

元々森次氏は、依頼人に雇用されて、依頼人が業として使用するプログラム制作に従事していたところ、森次氏は雇用形態ではなく請負形態で仕事をしたいと依頼人へ申し出て、依頼人もそれを了承したことから、それ以降、森次氏は依頼人を退職し業務受託として依頼人が使用するプログラム制作に従事していました。

このような経緯を踏まえると、森次氏は、「依頼人の業務に従事する者」に当たります。

したがって、各プログラムのうち著作物性が認められるものがあるとしても、著作権法第15条第2項により、そのプログラムは依頼者に帰属します。判例も、労働契約が成立していなくても、著作物の創作者と企業との間に雇用関係に類似する指揮命令関係があれば職務著作の成立を肯定します（東京地裁平成10年10月29日判決、最高裁平成15年4月11日判決）。

複写

5 消滅時効

さらに、仮に依頼人の行為が著作権侵害に該当するとしても、騒音振動計測プログラム、風観測プログラム、アナログ信号入力プログラム（VB6版、NET版）については、消滅時効が完成しておりますので、本書をもって時効援用いたします。

即ち、貴職通知にあるとおり、平成26年5月に依頼人から森次氏へ預けた本件PCにより森次氏は当該各プログラムの複製ないし変更を知ったところ、貴職通知が依頼人へ送達された平成29年8月7日時点において、消滅時効期間の3年は経過しております。

したがって、騒音振動計測プログラム、風観測プログラム、アナログ信号入力プログラム（VB6版、NET版）について、仮に依頼人の行為が著作権侵害に該当するとしても、貴職の損害賠償請求には理由がありません。

6 トンネル工事振動計測プログラムの取得は詐欺行為でないこと

貴職は、依頼人が、平成28年9月27日に虚偽の事実を森次氏へ申し向けトンネル工事振動計測プログラムを詐取したと主張されます。

しかし、平成28年8月頃、トンネル工事振動計測プログラムが処理した数値が、電卓やMicrosoft社の計算ソフトのエクセルで計算した値とかけ離れ、トンネル工事振動計測プログラムに瑕疵がある問題が生じました。

そこで、依頼人は、森次氏へ瑕疵の修補を依頼したところ、森次氏は、瑕疵があったプログラムの一部を修補し、その修補した一部のみを依頼人へ送ってきたが、むしろプログラムは動かなくなり、もう一度修補を依頼したところ、今度はプログラムの単位が間違っていたりしました。

このような状況から、修正されたプログラムの一部で、既存のプログラムの残部が正常に動くのか、依頼人及びその顧客に疑義が生じたため、修補したプログラムの一部のみを送るのではなく、プログラム全体を見直したものの一式を送るように依頼人は森次氏へ指示し、その結果、同年9月28日に森次氏が全体を見直したプログラム一式を依頼人へ送りました。

このように、依頼人は、瑕疵が修補され全体が問題なく作動するプログラム一式を取得する目的で、森次氏へプログラム一式を送るように指示したのであり、詐取行為に当たりません。

7 結語

以上のとおり、依頼人は、森次氏の著作権等を侵害しておりません。

したがって、貴職の損害賠償請求には理由がないのですが、依頼人は、いたずらに紛争を望むものではなく、早期解決を図る目的で、①依頼人は森次氏に対し解決金150万円を支払う、②当該解決金の支払いと引き換えに依頼人は現在所有するプログラムについて自由に複製または変更できる、という条件で解決を図る用意がございますので、ご検討ください。

本件についてのご連絡は当職にしてください。よろしくお願いたします。

草々

郵便認証司

29. 9. 22

この郵便物は平成29年9月22日
第12460356753号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社
受付通番：2017092214401000100001号

5 / 5頁

29. 9. 22

12-18